



第11号様式(第12条関係)

5 指令第1・9号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地
氏 名 ホーメックス株式会社
代表取締役 餅 原 幹 也

令和5年2月10日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第7条第1項 の規定により、次のとおり許可します。

令和5年2月24日

日進市長 近藤 裕貴

印

取扱一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（燃えるごみ）
業務区域	日進市内
許可期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日
車両登録番号	三河800あ1724 三河800か1001（予備車両）
条 件	裏面のとおり

許可条件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び法律施行令並びに同施行規則を遵守すること。
2. 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を厳守すること。
3. 日進市一般廃棄物収集運搬及び処理業許可基準要綱及び日進市一般廃棄物処理業許可事務取扱要領並びに日進市一般廃棄物処理許可業者遵守事項を遵守すること。
4. 貨物自動車運送事業法の許可を受けた車両で業務を行うこと。
5. 尾三衛生組合へ搬入するごみ（燃えるごみ）の分別を徹底すること。
6. 尾三衛生組合へ搬入するための収集袋は、透明又は白半透明とすること。
7. 許可車両にて収集運搬する場合は、車両前部と側面に許可車両の表示、助手席側ドア側面に運転手及び作業員の表示を行うこと。
8. 日進市内の事業所等施設には、事業所であることを示す表示を設置すること。
9. 業務の全部又は一部を廃止、または許可申請書及び添付書類に変更が生じたときは、業務廃止届又は変更届を速やかに提出すること。
10. 上記1～9のうち、いずれかに違反したとき又は違反に類似した行為をしたときは、業務の許可を取り消すことがある。
11. その他
前各項にかかわらず法律等が改正されたとき、もしくは、市長が必要と認めたときは、許可の取り消し、条件変更、又は別に指示することがある。